

子どもに対するパターナリズムの正当化についての一考察 —1970年代の英米におけるその初期の議論の検討を中心に—

帖 佐 尚 人

はじめに

パターナリズム (paternalism) とは、英語の *father* を意味するラテン語 PATER に由来する概念であり、一般に被介入者のある行為が「他人を侵害するのではないし、他人に著しい不快を与えるのでもない。公益にも関わらない。不道徳であるという理由でもない。干渉されるその人のためにという理由で干渉する」⁽¹⁾と説明される、個人の自由に対する介入・干渉原理の一つである。そしてこれは、かつて I. バーリン (Isaiah Berlin) が「パターナリズムは想像しうるかぎり最大の専制主義である。…温情に満ちた改革者は、他の人間のではなく、自分自身の自由意志で採用した目的にしたがって、そのひとつと型にはめようとするのである」⁽²⁾と厳しく批判したように、今日のようなリベラルな社会では、通常忌避されるべき概念として捉えられている。

しかしながら、一方でこのパターナリズムは、B. ラッセル (Bertrand Russell) が「リベラリストが重大な困難に直面する一つの領域、それが教育の領域である。いまだかつて、教育を受けるか否かを子ども達自身が自由に選択すべきだとされたことはなく、その選択の自由は親が有るべきと考えられてきた」⁽³⁾と述べているように、教育の場合——つまり被介入者として子どもを想定する場合——においては、極めて典型的・日常的な形で立ち現れるものもある。すなわち伝統的なリベラリズムの思想では、倫理学者の加藤 (1993) が言うところの「成人には自己決定、子どもにはパターナリズムという領域の区分」⁽⁴⁾という前提のもと、子どもがその自由を制限され大人のパターナリスティックな保護下に置かれることは、ほぼ自明のこととされてきたのである。

ただしこの加藤も指摘しているように、このような前提が必ずしも成り立たなくなっている点に、子どもに対するパターナリズム——以下、適宜チャイルド・パターナリズム child-paternalism⁽⁵⁾と称する——の今日的な問題が横たわっている。つまり今日、端的には子どもの権利条約締結 (1989) に示されるように、子どもを従来の「保護客体」としてではなく「権利主体」としても捉え直そうとする子どもの権利論が、教育法思想上の一潮流を形成している。そこには、「大人には認められないような介入が、なぜ子どもに対しては正当化されるのか」といった、「教育=善」の自明性に対する懷疑的な視点を見出すことができるのであって、このような子どもの権利論側からのラディカルな批判に対し、何らかの回答を提示することが今日求められていると言えよう。したがって、子どもに対するパターナリスティックな介入の自明性をいま改めて問い直し、その正当化原理を再構築していくこ

とは、今日の教育法学及び教育哲学に課せられた重要な課題の一つであると考えられる。

これを受け本稿では、このチャイルド・パターナリズムの正当化問題に関して、その議論の歴史的展開を把握することを目的とし、主に1970年代の英・米におけるその初期の議論を検討していく。具体的には、まず①伝統的なリベラリズム及び今日的なパターナリズム論において、子どもに対するパターナリズムがどのように捉えられてきたのかを概観する。その上で、②このチャイルド・パターナリズムの正当化問題を本格的に取り上げた、二つの先駆的な論稿の整理・検討を経て、最後に③その後の正当化論の展開として、大きく二つの方向性が存在することを指摘する。

1. リベラリズム及びパターナリズム一般の議論における子どもの位相⁽⁶⁾

(1) 『自由論』におけるミルの子ども観

個人の自由に対する介入・干渉の問題を考える際、今日その議論の前提ないしは出発点とされているのが、J. S. ミル（John Stuart Mill）の『自由論』（1859）である。すなわちミルは、この『自由論』の中で次のように述べ、「他者への侵害の防止のため」という侵害原理（harm principle）のみを唯一正当な介入原理として提示している。

文明社会の成員に対し、彼の意思に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人にたいする危害の防止である。彼自身の幸福は、物質的なものであれ道徳的なものであれ、十分な正当化となるものではない。そうするほうが彼のためによいだろうとか、彼をもっとしあわせにするだろうとか、他の人々の意見によれば、そうすることが賢明であり正しくさえあるからといって、彼に何らかの行動や抑制を強制することは、正当ではありえない⁽⁷⁾。

ここでミルは、パターナリズムを原則的に拒否する文脈で侵害原理基底的なりべラリズムを導出しているが、しかしながらこの理論が、必ずしもあらゆる個人に適用されるべきだと考えていたわけではない。つまりミルは、ここでいう「文明社会の成員」から以下のように子どもを除外し、彼らに対しては自由よりも保護を与えるべきだとしているのである。

たぶん、いうまでもないことだが、この理論は、成熟した能力をもつ人間に対してだけ適用されるものである。われわれは子供たちや、法が定める男女の成人年齢以下の若い人々を問題にしているのではない。まだ他人の保護を必要とする状態にある者たちは、外からの危害と同様、彼ら自身の行為からも保護されなければならない⁽⁸⁾。

このようにミルは、大人と子どもを厳格に区分することで、子どもに対するパターナリズムをほぼ自明視している。この種の正当化論は今日の我々にとっても必ずしも直観に反するものではないかもしれないが、とはいえば頭で述べたようなアンチ・パターナリストイックな子どもの権利論の批判に耐え得るものではなかろう。繰り返しになるが、今日的に重要な論点とは、単なる「保護客体」ではなく「権利主体」としての子ども像をも承認した場合に、それでも尚彼らに対するパターナリストイックな介入が正当化され得るのかという点にある。それ故この点をこそ「チャイルド・パターナリズムの正当化問題」と定置し、より踏み込んだ検討を加えることが求められるのである。

(2) パターナリズム一般の議論における子どもの位相

そこで次に、上述のミル『自由論』から「逆説的とも思われる解釈」⁽⁹⁾によってパターナリズム概念を導き出した、アメリカの法哲学者G. ドゥウォーキン（Gerald Dworkin）の見解（1971）を見ていくこととしたい。彼はパターナリズムに対し、「その強制を受ける人の福祉、善、幸福、必要、利益または価値ともっぱら関係する理由によって正当化されるような、ある人の行為の自由への介入」⁽¹⁰⁾として大まかな定義付けを行なった後、これを侵害原理では十分に説明できないような福祉的介入の説明原理として位置付けた点で、今日的なパターナリズム論の先駆的存在と目されている。しかし、彼の関心は主として大人（人間一般）に対するパターナリズムに向けられており、子どもへの介入については、ミルの場合と同じく半ば自明的に正当化されるものと考えていたようである。

すなわち彼は、（父）親の子に対する保護的介入を、その語義通りにパターナリズムの「原型」（origin）とした上で、それでは何故そのような介入が正当化されるのかという点を問題にする。そこで彼がその理由として提示したのが、介入される子どもが将来その介入の正しさを理解するようになるということ、つまり「将来を展望した同意」（future-oriented consent）と呼び得るもののが認められるということであった。彼によれば、子どもは十分に合理的な決定をするのに必要な情緒的（emotional）、認知的（cognitive）な能力に欠けることがあるから、自分の現在及び将来の利益を適切に判断することができない。このことを前提的事実とすれば、子どもに降りかかる現実的・永続的な危険を避けるために、親が子どもの自由を様々な形で制約することは、「単に許されるだけでなく義務でさえある」とするのがドゥウォーキンの見解である⁽¹¹⁾。

また、同じくアメリカの法哲学者・倫理学者J. ファインバーグ（Joel Feinberg）も、このドゥウォーキンと同時期（1971）にパターナリズムの問題を取り上げている。彼もドゥウォーキンの場合と同様に、子どもがいつ眠り何を食べるか等について、親が「子どもよりもよく知っている」ことを理由に介入することができるとし、これをパターナリズムの原点として位置付ける。その上で彼は、国家が、「個々の国民の利益について当人自身よりも（しばしば）よく知り得る」という認識のもとで、「親代わり」（in loco parentis）として国民の利益を恒久的に保護するという考え方を、法的パターナリズム（legal paternalism）と捉えている⁽¹²⁾。このように、（少なくとも初期における）パターナリズム一般の議論においても、子どもへのパターナリスティックな介入は自明のものとされていたと捉えてよいであろう。そこで以下において、とりわけ子どもに対するパターナリズムを問題としたものに焦点を当て、その議論の展開を見ていくこととしたい。

2. R. S. ダウニーらのチャイルド・パターナリズム論

今日的なパターナリズムの議論を教育の文脈で本格的に取り上げたのは、（筆者が確認した限りでは）イギリスの倫理学者R. S. ダウニー（Robert Silcock Downie）らによるそれが最初のものであろう。すなわちダウニーらは、学校教育における教師一生徒関係について論じたその著書『教育と関係性』（“Education and Personal Relationships”, 1974）の中の一節で、子ども（生徒）に対するパターナリズム

ムの問題を考察している⁽¹³⁾。ただしその記述はごく簡潔なものであり、また後述するように、彼らの議論はアンチ・パターナリスティックな子どもの権利論を必ずしも「正面から」受け止めたものではない。しかしながらそこでは、パターナリズムの定義及びその正当化要件について一応のまとまった考察が為されており、その点で一考の価値があるものと考えられる。そのため、以下ではこのダウニーらの所論の要点を整理し、その問題点を検討していくこととしよう。

（1）問題の背景とパターナリズムの定義

まずダウニーらは、当時の全英市民自由評議会（National Council for Civil Liberties, NCCL）による子どもの権利擁護のためのキャンペーン（1971）と、そのNCCLの提案を「非現実的な政策である」として批判した全英教員組合（National Unions of Teachers, NUT）を例にとり、この対立の背景にパターナリズムに対する見解の相違を見出している⁽¹⁴⁾。つまりダウニーによれば、この両者の対立は、結局のところ教育における（少なくともある種の）パターナリズムを否定（NCCL）するか、それとも擁護（NUT）するのかという点に、つまり子どもに対するパターナリズムの是非の問題へと帰着するのである。こうして今日、この教育におけるパターナリズムをどのように捉え、その正当性を判断していくかという問題は、極めて現実的かつ喫緊の課題として提起されることになる。

とはいっても、この「パターナリズム」という用語は、先述した通り一般に否定的な意味合いで用いられる傾向にあり、さらに時には「不当な介入」の代名詞として、つまり複数の（不当とされる）介入原理が混同された、多義的な概念として使用されることもしばしばである。そこで彼らは、パターナリズムを「自己危害からの個々人の保護、あるいは彼ら自身の善や利益のための働きかけ」⁽¹⁵⁾として価値中立的に定義付けた後、次の二点において他のタイプの介入との峻別を試みている⁽¹⁶⁾。

第一に彼らは、論理的に正しく「パターナリスティック」と表現できるいかなる介入も、その定義上、被介入者の保護や福祉の促進を企図したものでなければならないとする。そのため、ある介入が被介入者の属する家族やコミュニティの利益のために為される場合、それはパターナリスティックなものとは言えず、同様にしてカリキュラムや規則の策定など、しばしば「教師が生徒よりもよく知っている」として擁護される生徒の自由制約的な介入の多くも、本質的にはパターナリスティックではないとしている。これらは、そのようなパターナリズム以外の理由付けがあくまで付加的な場合にのみパターナリスティックな介入と言えるであって、総じて述べるならば、単純にあらゆる自由の制約が必ずしもパターナリスティックというわけではない、ということである。

第二にダウニーらは、パターナリズムが「権威主義」（authoritarianism）と混同されがちであることを指摘し、両概念を明確に区分すべきであると主張する。彼らによれば、パターナリスティックな介入と権威主義的な介入は、いずれも行為の自由を制約することを目的としている点で明らかな共通性を有するものの、両者はその介入をする際の根拠付けにおいて異なっているとされる。つまり、前者が原則として個人とその利益の保護を目的とするものでなければならない一方で、後者の根拠付けとはむしろ「介入者がそうする権利を持っているとの主張のもとでそれ以上の根拠は不要とする点に

ある」のである。さらに彼らは、このことは一般に前者が「これはお前自身のためなんだ」といった理由で為されるのに対し、後者は「なぜなら私がそう言ったから」などと言い表される点に示されるであろう、としている。

(2) チャイルド・パターナリズムの正当化論

このような二つの観点からパターナリズムの概念整理を行なった後、ダウニーらの議論は子ども（生徒）に対するその正当化の問題へと進められることとなる。しかしながらその正当化論は、以下で述べるように、一見したところあまり説得的なものとは言い難いように思われる。

すなわちダウニーらは、ミル『自由論』流のリベラリズムにおけるパターナリズム批判の基礎を、(a) 原則として個人は、自身の善についてのベスト・ジャッジ (best judge) であり、(b) またたとえそうでなくとも、自身の失敗や決定したことを遂行する基本的人権を有するという二点に要約し、それ故パターナリストイックに介入することとは、逆に (A) 介入者は被介入者のことについて、被介入者自身以上によく知っているということ、(B) 被介入者の「選択を誤る自由」という人権を否定することの両方を含意していると解釈する。そこで彼らは、「ある個人の善を構成するものを、その人自身よりも他の者が判断するほうがより適切である場合も確かに存在するのであり、そのような場合には選択を誤る権利は他者の決定的な熟慮 (vital considerations) によって覆されるか、あるいは完全な形では存在しないことになる」⁽¹⁷⁾と述べ、その典型例こそが教育的な場面であると捉えている。

その上でダウニーらは、これを具体的な教師一生徒関係に当てはめるならば、(A) については教師がその担当する教科の知識や教授技術 (skills in teaching, pedagogical skills) などに関して、生徒に比べ相対的に (relatively) 専門性を有していることにあるとする。これが担保されている限りで、「生徒が何を学習すべきかを選択しそれを彼らに学ばせようとする教師の行為は、それが生徒自身の善のために為されている範囲内で、パターナリズムを教師の側から正当化することが可能」とされる。また (B) については子どもの権利を完全に否定するのではなく、子どもの年齢（成熟性の度合い）に応じてその権利を制限することとして理解可能であるとする。これは、ダウニーらによれば「生徒の意見にも耳を傾けられるべきであり、教師はなぜその教科がその方法で教えられるのかについて逐一説明すべきである」ということ、「生徒がその所属する学校の教育的施策に関して、その決定等への一定程度の参加を許される最小限度の権利を持つ」こととなる。そしてこれらの要件が満たされている場合には、教師のパターナリズムは擁護し得るとするのがダウニーらの見解である⁽¹⁸⁾。

(3) ダウニーらの正当化論の問題点

このようにダウニーらは、被介入者（子ども・生徒）の行為選択に際しての判断と、それに対する介入者（大人・教師）の判断の賢明さを比較考量し、後者の判断がより適切である場合にパターナリストイックな介入が正当化されるとしている。この論の問題点としては、彼らがミル『自由論』に

おけるチャイルド・パターナリズム正当化の主張を、直接的に——つまり功利主義的に——導き出していることにあろう。勿論、太田（1997）が指摘するように、子どもに対する介入の正当化を考察する上で、その一手法としての功利主義の有する意義は看過されるべきではなく⁽¹⁹⁾、その意味で彼らの議論そのものが問題であるわけではない。しかし、他方でその正当化原理が、この功利主義的な手法以外からも多様に導出され得るということに留意する必要があろう。例えば先述したようにドゥウォーキンは、将来的同意という「同意論」（consent theory）からの正当化を試みているし、また後にデンマークの教育学者 S. E. ノルデンボ（Sven Erik Nordenbo）も、ミルによるチャイルド・パターナリズム正当化の根拠を「疑似的パターナリズム」（pseudo-paternalism）として（も）解釈可能であると指摘している⁽²⁰⁾。そのためこの正当化の論議に際しては、「これら種々の正当化原理のうち、いずれの原理が最も妥当にチャイルド・パターナリズムを説明し得るのか」という問題がより重要かつ論争的なのであって、ダウニーらの議論はこの部分に関する考察がほぼ欠如している点で、より詳細な検討の余地があるものと考えられよう。

さらには彼らの、具体的な教師のパターナリズムの正当化論についても幾つかの問題点が指摘できる。例えば、彼らがチャイルド・パターナリズムの議論の射程として、①教師のパターナリズムに限定して述べていること、②主として教科指導が念頭に置かれており、生徒指導や道徳教育などの場合については十分な議論が為されていないことなどである。このうち①については、彼らのこの本での主な関心が学校教育に向けられていることを考慮するならば、ある程度肯定的に解釈可能である。ただしチャイルド・パターナリズムの問題とは、その介入者として、教師のみならず親（parental paternalism）や国家（state paternalism）を想定した議論も当然必要となってくるであろうから、これらの場合にもその介入を同様の論理で正当化し得るのかという点については、今後の課題として残されることとなるであろう。これに対し、より問題を孕むと考えられるのが②である。すなわち、教師がたとえその教科に関する（生徒よりも相対的な）専門性を有することをいったんは承認したとして、それではより生徒の価値観に関わるような教育的介入の当不當については、どのように判断すればよいのであろうか。というのも、子どもに対するパターナリズムとは、校則による服装・髪型の規制や、健全な生活習慣の維持・向上のためのライフ・スタイルの自由の制限など、むしろ子どもの内面的価値ないし一般人権に関わる場合においてこそ鋭く問題化するものと考えられる。したがって、子どもの権利論的なアンチ・パターナリストイックな批判に応えチャイルド・パターナリズムの正当性を再構築していくためには、むしろこれらにおけるパターナリズムをこそより綿密に吟味することが重要となるであろう。

しかしながら筆者が見た限り、この点についてダウニーらは明確な回答を提示していないように思われる。その意味で彼らの議論は、確かに子どもの権利論的な批判をその論の契機としてはいるものの、必ずしもその批判を「正面から」受け止めたものではない。あくまでそれは、パターナリズム一般の議論からチャイルド・パターナリズム固有の議論へと至る歴史的過程での、その「過渡的な」研究として位置付けるのが妥当であると考えられる。

3. F. シュラグの問題提起とその後の議論の展開

そこで次に、アメリカの教育哲学者 F. シュラグ (Francis Shrag) の論文「子どもの道徳的地位」(‘The Child in the Moral Order’, 1977) を検討していきたい。彼のその執筆の背景については論文中には特に記されてはいないが、この論文を我が国に紹介した太田 (1995) が指摘するように、そこには当時のアメリカで高まりを見せていましたアンチ・パターナリストイックな子どもの権利運動 (Children’s Right Movement) の影響があることは確かであろう⁽²¹⁾。この点で彼の議論は、先のダウニーラと共通する認識に立っているものと言える。ただしシュラグの場合にはさらに、以下の挿話と問題提起に示されるように、子どもの権利論の批判を「正面から」受け止めている点にその特徴がある。

(1) S. ガークスの架空探検記

まずシュラグは、S. ガークス (Sicnarf Garhcs) なるフランドル人探検家が発見した未開社会・ナムウ (Namuh) に関する、架空の探検記の叙述から論を起す。ガーグスの記録によれば、ナムウ社会とは次のような特徴を持つものであった⁽²²⁾。

①この社会の人々は、トルーダ (Tluda, 以下単に T と略す) とドリーク (Dlihc, 以下 D) という二つの階級から成る。D と比べて、T は（一般に）強く、賢く、世界についてよく知っている。D は（若干の例外を除いて）弱く、無知で、愚かである。

②この社会は幾つかのコミュニティに分かれていますが、さらにそれぞれのコミュニティは家庭から成っています。T は自分の家庭の D に対し、保護と生活必需品を提供する。代りに D は T の言い付けに従い、その家庭の信仰と宗教を受け入れることが求められる。D は、自分を保護してくれる T が任意に定めた範囲内でのみ、自身の楽しみを追及する自由を持つ。その範囲は各家庭によって様々であり、また同じ家庭でも、日によって変わることもしばしばである。

③T は、D の犯した規則違反を処罰する権利を持っているが、その処罰の根拠は通常極めて曖昧であり、基本的に状況に依拠している。時に D には、その咎めに対する説明と自己弁護の機会が与えられることがあるが、それは適正手続き (due process) の類には到底及びもつかない。

そこでガーグスが、一見すると極めて野蛮なこの D に対する扱いの理由を尋ねたところ、一人の T が次のように答えた。「D たちは自分にとって最善のものを選択することができないので、我々 T が彼らのために選んであげるのです。時々苦痛や欠乏感を味あわせる必要がありますが、それは彼らへの愛情と、彼らの魂 (soul) の成長に対する配慮の証なのです」。ガーグスの記すところによれば、このプロセスの終わりに D は T により「解放」される。ガーグスは、この T と D が互いに愛情を示し合っていたことを強調するなど、明らかに先の回答に対し一定の信頼を置いています。しかし彼は、この D の解放の話に関しては信用するのを躊躇せざるを得なかった。「ナムウ社会への二週間の滞在において、私がそのような解放を目撃したのはただの一回のみであり、その唯一の場合も、思うにその D は何か特殊な存在であって、その顔つきは D よりも T に近かった」からである。

(2) シュラグの問題提起

このような架空社会の探検記を紹介した上でシュラグは、この社会を我々の道徳的枠組みから見て、どのように判断できるのかという問いを立てる。彼は、このようなヒエラルキー社会は「カント以来のほぼ全ての（そしておそらくそれ以前の多くの）倫理学者によって、確實に非難されることに異論はなかろう。… D 自身の『真の』利益のために D を制限するのだという T の主張は、この判断を部分的に和らげるものに過ぎない。たとえ彼らが数年もしくは数十年の後に本当に『解放』されるのだとしても、この判断はほとんど変わるまい」⁽²³⁾として強い口調で否定する一方で、しかしながらこのナムウ社会は、実は我々の社会そのものではないのか、という疑問を投げかける。

我々の社会にも、人間の発達過程に二つの区分が為されている。そしてこの区分により、ある者はナムウ社会での T のように振る舞ったり、またある者は D のような扱いを受けたりする。つまり、大人 (Adult = Tluda) と子ども (Child = Dlihc) である。ここでシュラグが問題としているのが子どもの道徳的地位であり、子どもに対するパターナリズムの正当性である。古典的にはミル『自由論』に示されるような、パターナリズムへの原則的拒否が公正の証であることを標榜する社会（シュラグの言うところの、西洋伝統のリベラルな社会）では、大人をそのように扱うのは勿論のこと、子どもをそのように扱うこともまた不正なのではないのか。

予め断っておくが、ここでシュラグは、例えば後にイスラエルの教育哲学者 A. アヴィラム (Aharon Aviram) が論じているような「子ども解放論」⁽²⁴⁾、つまり子どもも大人と同じ一人間であり、故に子どもを、従来的な大人のパターナリストイックな支配から「解放」すべきである、といったものを主張しようとしているわけではない。彼の言を用いるならば、その議論はあくまで子ども期と成人期という「二つの発達段階間の区分の、確固たる境界を保持しようとすることに動機付けられている」⁽²⁵⁾のである。したがってその論点は、上述のようなアンチ・パターナリストイックな批判を踏まえながらも、それでもなお我々が子どもを「子ども」として扱うことを、いかにして整合的に説明できるのかという問題へと集約されることになる。

(3) 大人一子ども区分の正当化

そのためもっぱらシュラグが問題としたのが、「大人一子ども区分」(the adult/child distinction) の正当化であった。シュラグによれば、この大人一子ども区分とは「暦上の年齢 (chronological age) を尺度とするような何らかの成熟性の度合いに基づき、慣習的な成人年齢（アメリカの場合は 21 歳）前後で人間全体を線引き・区分すること」⁽²⁶⁾を指す。そしてこのような区分の正当化論として、彼は①強力なアンチ・パターナリズムによる正当化、②修正功利主義的な正当化の二つを検討しているが、ここでは紙幅の都合上、この両者の概略を述べるにとどめることしたい。

まず①について、これは大人に対する強力なアンチ・パターナリズムを主張する一方、子どもに対してはパターナリストイックな処置を自明視するもので、少なくともミル以降の伝統的な正当化論である。この手法を用いるならば、一般に合理性 (rationality) 及びそれに関連する何らかの認知的な

能力（の有無）がその区分の際の基準となるであろう⁽²⁷⁾。しかしシュラグは、この合理性といった概念が極めて曖昧であるが故に、解釈の仕方によっては大人と子どもを伝統的な21歳ではなく、11歳や31歳でも区分可能になってしまうと述べ、その基準としての不十分さを指摘している⁽²⁸⁾。また②は、おそらくR. ブラント（Richard Brandt）流の規則功利主義（rule utilitarianism）的な手法を指しているものと考えられる。すなわち、従来の行為功利主義（act utilitarianism）が具体的な個々の「行為」を功利主義的判断の対象とするのに対し、その対象を「一般的な規則体系」のみに限定するのがこの規則功利主義であり⁽²⁹⁾、ここでの文脈においては、「この子ども一大人区分という社会的な制度・規則が、その社会全体の幸福の総量を最大化する」として正当化する手法を意味している。特にシュラグはこれを「将来的幸福の確保の原理」（the principle of securing future happiness）として解釈し、「我々がいま為すべきことを十分に認識できる程に先見の明ある個人…が、我々自身の利益の観点から我々を抑制することは、正当化される余地がある」と評価している。しかしながらこれについても彼は、個人が自身の善のベスト・ジャッジであるという前提が崩れつつある今日では、パターナリズムが無限に拡大し大多数の人が「子ども」扱いされてしまう危険性を否定できないとして、結局のところ大人一子ども区分の正当化としては不適当と捉えているようである。

こうしてシュラグは、この両者がいずれも既存の大人一子ども区分の十分な正当化とはならないとするものの、最終的には②の孕む危険性をより問題視し、①のほうがまだ「まし」であるという結論付けを行なっている。後にこのシュラグの論稿を批評したG. スカール（Geoffrey Scarre）が指摘するように、その結論はあくまで「不承不承の」（grudging）ものであって⁽³¹⁾、それ故このような消極的な正当化論がどこまで説得力を持つのかは疑問である。とはいって、ここではこの点についてはこれ以上立ち入らず、最後にこのシュラグの議論の意義と特徴、及びその後のチャイルド・パターナリズム論の大まかな展開を素描することとしよう。

（4）シュラグの議論の意義とその後のチャイルド・パターナリズム論の展開

上述のようなシュラグの議論は、先のダウニーらの議論と比較した場合、次の三つの点から特徴付けることができる。それは第一に、子どもの権利論サイドからのラディカルな批判に対する態度についてである。既に述べたようにシュラグは、子どもに対するアンチ・パターナリストイックな視点を「正面から」受け取めた上で、それを乗り越える正当化論を（その企てが成功裏に終わっているか否かは別として）定置しようと試みている。この点でシュラグの議論は、今日のアンチ・パターナリストイックな子どもの権利論的文脈に、より適合的であると考えられる。第二に、チャイルド・パターナリズムの正当化論の「次元」である。つまりダウニーらの議論が、「具体的にいかなるパターナリストイックな介入が子どもに対して正当化されるのか」を論究しているのに対し、シュラグの場合はおそらく、大人一子ども間の区分を正当化することが、取りも直さずチャイルド・パターナリズムの正当化たり得ると考えていたように思われる。それ故ここで仮に前者を、チャイルド・パターナリズムの「具体的レベル」における正当化論と言い表すことが許されるのであれば、一方のシュラグのそ

れは、いわば「制度論レベル」での正当化論であると述べることができよう。またこのシュラグ以降のチャイルド・パターナリズム論の展開も、基本的には「この二つの方向性それぞれにおける論議の蓄積」として理解することが可能である⁽³²⁾。そしてこのことは、さらにシュラグの所論の第三の特徴、すなわちその後のチャイルド・パターナリズム論への影響という点へと接続する。と言うのも、その後この両者の正当化論を取り上げたものの多くが、いずれも上述のシュラグの議論を前提的に踏まえ、彼の問題意識を継承・発展させる形でその論を展開しているのである。その意味でも、シュラグの議論が極めて功績的であったことが理解されるであろう。

このように、実質的にはこのシュラグの論稿をこそ、チャイルド・パターナリズム論の先駆的な位置付けを占めると見なすのが妥当と考えられる。このシュラグ以降の議論については今後の検討に委ねたいが、このことを本稿での一つの到達点と捉え、ここでの考察を終えることとした。

終わりに

以上本稿では、子どもに対するパターナリズムの正当化を巡る議論のうち、1970年代のアメリカ・イギリスにおけるその初期の議論を概観し、その正当化論に①制度論レベルと②具体的レベルの二つの方向性が存在することを指摘した。端的に述べるならばこの両者は、①については「子どもを大人と区分することがなぜ正当化されるのか」という問題として、また②については、「そのような区分が正当化され得るとして、具体的に子どもはいかなるパターナリストイックな介入に従わなければならないのか」という問題として理解することができよう。そしてこの両者をいかにして調和的・統一的に理論化していくのかという点が、今後チャイルド・パターナリズムの正当化原理を再構築していく上で肝要であると考えられる。この点を目下の課題とし、今後においてそのさらなる理論構築を企図していくことにしたい。

注(1) 花岡明正「パターナリズムとは何か」澤登俊雄編『現代社会とパターナリズム』ゆみる出版、1997、p. 12

(2) アイザイア・バーリン、小川晃一訳『自由論』みすず書房、1971、p. 329

(3) Bertrand Russell, 'John Stuart Mill', J. B. Schneewind (ed.), "Mill. A Collection of Critical Essays.", London: Macmillan, 1968, pp. 18

(4) 加藤尚武『二十一世紀のエチカ—応用倫理学のすすめ』未来社、1993、p. 55

(5) この「子どもに対するパターナリズム」という概念には、論者間で必ずしも統一的な用語が存在するわけではない。例えば、Sven Erik Nordenbo の論稿 'Justification of Paternalism in Education' (Scandinavian Journal of Educational Research, 30:3, 1986, pp. 121-139) では、child-paternalism, paternalism in education, educational paternalism といった多様な表現が用いられている。

(6) 本節での内容について、筆者は既に別稿にて取り上げたことがある（拙稿「子どもに対する教育的介入の正当化に関する一考察—今日的なパターナリズムを巡る議論をもとに」早稲田大学教育学会紀要 10、2009）。しかしその議論は、本稿で検討するチャイルド・パターナリズムの初期の議論においても前提として踏まえられているものであるため、ここで改めて略述することとした。

(7) J.S. ミル『自由論』関嘉彦責任編集『世界の名著 49 ベンサム、J.S. ミル』中央公論社、1979、p. 224-225

(8) 同上、p. 225

- (9) 中村直美「法とパターナリズム」『法哲学年報（法と強制）』有斐閣, 1982, pp. 43
- (10) Gerald Dworkin, 'Paternalism', R.Sartorius (ed.), "Paternalism", University of Minnesota press, 1983, pp. 20
- (11) Ibid., pp. 28
- (12) C.f. Joel Feinberg, 'legal paternalism', Canadian Journal of Philosophy, 1:1, 1971, pp. 105
- (13) Robert Silcock Downie, Eileen M. Loudfoot, Elizabeth Telfer, "Education and Personal Relationships: A Philosophical Study", Methuen & Co Ltd, 1974, p. 108-114
- (14) Ibid., p.108. 因みにこの 1971 年に NCCL は、延べ 6 冊もの子どもの権利関連のパンフレット (the series 'Children have Rights') を立て続けに刊行し、子どもの権利意識の喚起に努めている。
- (15) 彼らのこの定義付けは、Basil Mitchell, 'Paternalism and the Enforcement of Morals', "Law, Morality and Religion in a Secular Society", Oxford University Press, 1967, p.70-86 に依拠している。
- (16) C.f. Robert Silcock Downie, Eileen M. Loudfoot, Elizabeth Telfer, op. cit., p. 109-110
- (17) Ibid., p. 111
- (18) C.f. ibid., p. 111-114
- (19) 太田明「子どもの権利論の教育哲学的基礎」『東海教師教育研究』13, 1997, pp. 34 を参照。
- (20) C.f. Sven Erik Nordenbo, 'Children's Rights, die Antipädagogen, and the Paternalism of John Stuart Mill', Scandinavian Journal of Educational Research, 31:4, 1987, pp.163-180. 擬似的パターナリズムとは「一見明らかにパターナリスティックな行為の多くが、実は ... 他の道徳原理によって説明可能であると捉える」正当化手法を指す (Sven Erik Nordenbo, 'Justification of Paternalism in Education', op. cit., pp. 125)。
- (21) 太田明「教育におけるパターナリズムの問題（1）」『愛知大学文学論叢』108, 1995, pp. 18 を参照。
- (22) Francis Schrag, 'The Child in the Moral Order', Philosophy, 52, 1977, pp. 167
- (23) Ibid., pp. 168
- (24) C.f. Aharon Aviram, 'The Subjection of Children', Journal of Philosophy of Education, 24, 1990, pp. 213-234
- (25) Francis Schrag, op. cit., pp. 177
- (26) C.f. ibid., pp. 169
- (27) ここでシュラグは、この合理性概念のほかに、J. ピアジェ (Jean Piaget) の提唱した形式的操作 (formal operations) 段階や I. カント (Immanuel Kant) による自己充足 (self-sufficient) 能力、また成熟性 (maturity) といった類似の概念を、その基準の候補として検討している。
- (28) ただしシュラグは、形式的操作についてはその概念の厳密性という点で一定の評価を与えている。しかしこれも、例えば洗練された論理的思考力を持たずとも社会で大成する個人が多く存在するように、仮に多くの大人が形式的操作段階以前の具体的操作段階にしか達していないことが判明した場合に、果たしていかなる根拠をもって彼らを「大人」と見なすのか、という問題が生じるとしている (c.f. Francis Schrag, op. cit., pp. 171-172)。
- (29) ここに関して伊勢田哲治、権則章編『生命倫理学と功利主義』ナカニシヤ出版, 2006, p. 14-17；安藤馨『統治と功利一功利主義リベラリズムの擁護』勁草書房, 2007, p. 17-58などを参照。
- (30) C.f. Francis Schrag, op. cit., pp. 175.
- (31) C.f. Geoffrey Scarre, 'Children and Paternalism', Philosophy, 55, 1980, pp. 118
- (32) 制度論レベルでの正当化論としては、Aharon Aviram, 'The Paternalistic Attitude Toward Children', In Educational Theory, 199, 1991, pp. 205-209 ; Tamar Schapiro, 'Childhood and Personhood', Arizona Law Review, 45, 2003, pp. 575-594. 具体的レベルでは Sven Erik Nordenbo, 'Justification of Paternalism in Education', op. cit. ; 大江洋「子どもにおけるパターナリズム問題」人文論究 72, 北海道教育大学, 2003, pp. 15-37 ; Johannes Giesinger, "Pädagogischer Paternalismus: Eine ethische Rechtfertigung", Dissertation, Universität Zürich, 2005 などが挙げられる。